

八王子市業務委託に関する低入札価格調査制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市契約事務規則（昭和39年八王子市規則第9号。以下「規則」という。）第18条の2の規定により調査基準価格、失格基準価格を設ける契約において、低入札価格調査制度を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(調査の対象となる契約)

第2条 低入札価格調査の対象となる契約は、総合評価方式を適用する業務委託契約とする。

(調査の対象となる者)

第3条 低入札価格調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）は、総合評価方式における価格評価点及び技術評価点の合計（以下「評価値」という。）が最も高く、調査基準価格未満の金額で入札をした者のうち、第5条で定める失格基準価格以上の入札をした者とする。この場合において、調査対象者となるべき者が複数あるときは、東京電子自治体共同運営サービスにおけるくじ引き機能（以下「くじ」という。）を利用して調査対象者を決定する。

2 前項において、調査基準価格以上の金額で入札をした者が、調査対象者となるべき者と同評価値の場合、くじにより落札予定者又は調査対象者を決定する。

3 調査対象者は、原則として開札日の翌日から起算して8日以内に決定及び通知する。（閉庁日を除く。）

(調査基準価格の設定)

第4条 調査基準価格は、低入札価格調査を行う場合の基準となる価格とする。

2 調査基準価格は、規則第18条の3第1項で定める範囲内において、入札案件ごとに、次の手順に従って算定するものとする。

(1) 有効な全入札価格（予定価格を超えるものを除く。）の平均額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を算出する。

(2) 前号の平均額に100分の85を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、当該入札案件における調査基準価格とする。

(3) 前号の額が予定価格に100分の80を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を超える場合にあつては100分の80を乗じて得た額とし、予定価格に100分の65を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に満たない場合にあつては100分の65を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により決定した調査基準価格は、その決定後に無効があつた場合についても変更しない。

4 第2項の規定にかかわらず、有効な入札数（予定価格を超えるものを除く。）が3に満たないときは、予定価格に100分の65を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、当該入札案件における調査基準価格とする。

5 調査基準価格は、第2項第2号の規定により算定した場合は入札後に公表し、第2項第3号もしくは前項の規定により算定した場合は非公表とする。

(失格基準価格の設定)

第5条 失格基準価格は、調査基準価格未満の金額の入札について、その入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるため、低入札価格調査を実施することなしに当該入札を失格とする基準を定める価格とする。

2 失格基準価格は、規則第18条の3第1項で定める範囲内において、入札案件ごとに、次の手順に従って算定した額とし、入札価格がこれを下回った場合を失格とする。

(1) 第4条第2項第2号により調査基準価格を算定した場合は、調査基準価格に100分の93を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、当該入札案件における失格基準価格とする。

(2) 第4条第2項第3号により調査基準価格を算定した場合は、調査基準価格に100分の93を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、当該入札案件における失格基準価格とする。

(3) 第4条第4項により調査基準価格を算定した場合は、予定価格に100分の60を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、当該入札案件における失格基準価格とする。

3 前項の規定により決定した失格基準価格は、その決定後に無効があった場合についても変更しない。

4 失格基準価格は、第2項(1)の規定により算定した場合は入札後に公表し、第2項第2号もしくは第2項第3号の規定により算定した場合は非公表とする。

(入札参加者への周知)

第6条 対象となる契約に関する公告及び入札説明書等において、次の各号に掲げる事項を記載し、入札参加者に周知する。

(1) 低入札価格調査制度を適用する対象案件であること。

(2) 調査基準価格が設定されていること。

(3) 失格基準価格が設定されていること。

(4) 調査対象者は、最も評価値が高い場合であっても、落札予定者とならないときがあること。

(5) 調査対象者は、低入札価格調査に協力すべきこと。

(6) 全ての入札参加者の入札が予定価格の制限の範囲内でないときは、再度入札を実施すること。

(低入札価格調査方法及び調査事項)

第7条 契約担当課は、調査対象者から第4項各号のうち調査に必要な書類（以下、「調査資料」という。）の提出を求めなければならない。

2 低入札価格調査は、契約担当課及び対象案件を所管する課（以下「事業所管課」という。）の両課で実施する。

3 低入札価格調査は、調査対象者から徴した調査資料の精査に加え、必要に応じて事情聴取を実施する等の方法により実施するものとする。

4 調査資料の様式は次の各号とし、この様式によりがたい場合は、入札案件ごとに公告で定めることができる。

- (1) 当該価格で入札した理由（第1号様式）
 - (2) 業務委託内訳（入札価格の積算内訳書）（第2号様式）
 - (3) 手持ち業務の状況（第3号様式）
 - (4) 手持ち資材の状況（第4号様式）
 - (5) 手持ち機械の状況（第5号様式）
 - (4) 業務従事者の具体的供給の見通し（第6号様式）
 - (5) 過去5年間に受注した同種の官公庁発注業務（第7号様式）
 - (6) 直近3期の決算状況（第8号様式）
 - (7) その他必要な事項
- 5 前項の調査資料の提出期限は、原則として市が通知をした翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）の指定する日とする。なお、これによりがたい場合は、入札案件ごとに公告及び通知等で指定する日とする。
- 6 提出期限までに調査資料の提出がない場合や、調査に協力をしない場合は、調査対象者を失格とする。

（八王子市業務委託に関する低入札価格調査審査委員会における審査）

第8条 契約担当課及び事業所管課は、前条の低入札価格調査が終了したときは、別に定める八王子市業務委託に関する低入札価格調査審査委員会（以下「委員会」という。）に調査結果を報告し、調査対象者と契約することの適否についての審査を求めなければならない。

（落札予定者の決定等）

- 第9条 委員会は、調査対象者と契約することの適否について審査し、審査結果を契約担当課長に送付するものとする。
- 2 委員会の審査の結果、調査対象者と契約することについて適当であると決定した場合は、調査対象者を落札予定者とし、調査対象者に対してその旨を知らせるものとする。
 - 3 委員会の審査の結果、調査対象者と契約することについて不適當であると決定した場合は、落札予定者とならなかったものに対し、落札予定者とならなかった理由を付した通知を行う。
 - 4 委員会の審査の結果、調査対象者と契約することについて不適當であると決定した場合は、次の各号に定める方法により手続を進める。
 - (1) 委員会により不適當とされた者及び失格基準価格に該当する者を除く、最も評価値が高い者（以下「次順位者」という。）の入札金額が調査基準価格以上の場合、次順位者を落札予定者とする。
 - (2) 次順位者の入札金額が調査基準価格未滿である場合、「調査対象者」を「次順位者」と読み替え、第7条から前項までと同様の手続を行う。なお、これによっても落札予定者が決定しない場合は、決定するまで本項の手続を繰り返すものとする。
 - (3) 前2号において、次順位者となるべき者が複数あるときは、くじにより次順位者を決定する。

（落札者の決定及び通知）

第10条 前条により落札予定者となった者が、八王子市条件付一般競争入札実施要綱（平成24年5月1

日施行) 第 11 条の規定に基づく参加資格審査に合格し落札者となった場合は、当該落札者に落札者として決定した旨を通知するとともに、その他の入札参加者に対してもその旨を通知するものとする。なお、その他の入札参加者に対する通知は、入札経過調書等の公表をもって通知に代えることができる。

(再度入札)

第 11 条 全ての入札参加者の入札が予定価格の制限の範囲内でないときは、直ちに、再度の入札を実施する。

2 当該業務の再度入札において、無効の者は参加できないものとする。

3 再度入札の結果、第一順位者の入札価格が調査基準価格未満であるときは、第 7 条から第 9 条に準じ取り扱うものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 (2022 年) 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。